

県南広域振興局長告示第176号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条第3項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成20年11月14日

県南広域振興局長 勝 部 修

1 福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370600819	さわやか薬局指定福祉用具貸与事業所	北上市立花10地割48番地7	平成20年10月31日

2 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370600587	さわやか薬局指定福祉用具貸与事業所	北上市立花10地割48番地7	平成20年10月31日